

～データで見る新宿区国民健康保険の現状と課題～
(平成26年度)

国民健康保険特別会計が赤字ってご存知ですか？

国民健康保険財政

1 国民健康保険事業概要

- 1 事業目的 国民健康保険（以下、「国保」とする）の健全な運営を通して「社会保障及び国民保健の向上に寄与する」こと（国保法第1条）。
- 2 事業内容 保険料の徴収等によって財源をつくり、それを基に「被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行う」こと（国保法第2条）。

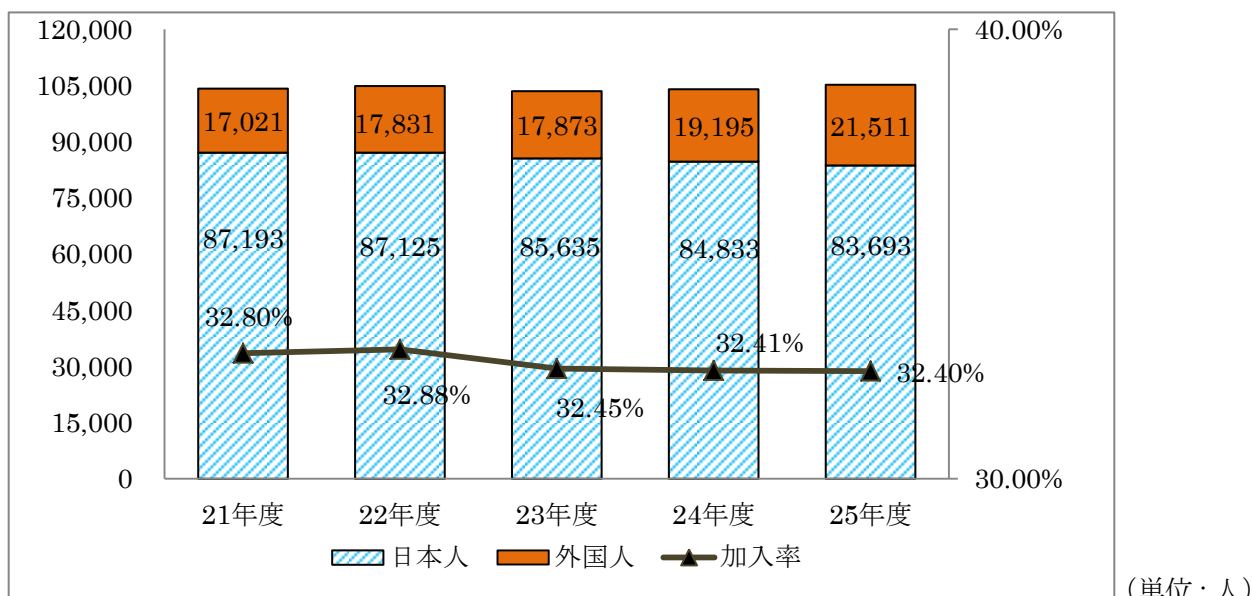
2 関連データ

1 被保険者の推移

新宿区における国保被保険者の推移は、グラフからもわかるように概ね横ばいです。外国人の被保険者数は増加傾向ですが日本人の被保険者数は減少しています。これは被保険者の高齢化が進み、後期高齢者医療制度に移行しているためと考えられます。平成25年度末時点の被保険者数は、日本人と外国人とを併せて105,204人でした。同年度末の新宿区の人口が324,669人であることから、国保加入率は32.40%となります。

新宿区の特徴の1つとして、外国人の被保険者が多いことが挙げられます。平成25年度末時点で21,512人の外国人被保険者がおり、これは被保険者全体の20.45%に当たります。

図1 新宿区における被保険者の推移



【平成25年版国民健康保険事業概要（新宿区）より作成。

ただし25年度の数值は、平成25年度国保会計決算資料をもとにしています。】

2 法定外繰入金金の推移と歳入に占める割合

国民健康保険特別会計については、歳入の少なくない部分を繰入金で賅っています。この繰入金の一部にあたる法定外繰入金金は、特別区民税等を財源としている一般会計から繰入れられています。

実際、新宿区ではどのくらいの法定外繰入金を必要としているのでしょうか。表 1 からわかるように、年度によって差異はあるものの、歳入の 10%程度が一般会計から国民健康保険特別会計へ繰入れられています。新宿区の国保財政は赤字となっており、法定外繰入金が無いと成り立たないのが現状です。

表 1 新宿区における法定外繰入金の推移

	23 年度	24 年度	25 年度
金額 (円)	3,371,710,000	3,772,960,000	3,561,803,000
歳入決算に占める割合 (%)	10.1%	10.8%	9.9%

【平成 25 年度版国民健康保険事業状況分析表（東京都国民健康保険団体連合会）より作成。

ただし 25 年度の数値は、平成 25 年度国保会計決算資料をもとにしています。】

区一般会計から繰入れられる法定外繰入金を歳入に充てるということは、国保に加入していない方にまで国保財政上の負担をお願いしていることとなります。国保以外の健康保険に加入されている方にとっては、自らの健康保険の保険料と法定外繰入金相当分との二重の負担になります。

したがって、新宿区は制度上好ましくない法定外繰入金を減らし健全な運営を目指さなければなりません。そのために、資格・賦課の適正化、医療費の適正化、収納率の向上に取り組んでいます。

3 国民健康保険財政健全化への取組み

1 資格・賦課の適正化

国民健康保険の資格及び国民健康保険料の賦課の適正化のための事業を行っています。

(1) 社会保険加入者への国保喪失届出勧奨

社会保険に加入したにも関わらず、国民健康保険の喪失届を提出しない被保険者の方は少なくありません。医療保険年金課では、年金情報を基に、既に社会保険に加入していると思われる被保険者に対して喪失届出の勧奨通知を毎年 2 回（7 月、12 月頃）送付しています。

平成 24 年度は 7 月に 255 件、12 月に 433 件（年度計 688 件）、平成 25 年度は 7 月に 667 件、12 月に 637 件（年度計 1,304 件）を発送しました。その結果、平成 25 年度は 562 件の資格喪失届出があり、勧奨通知を送付した方の国民健康保険資格喪失届出率は 43.10%でした。

(2) 所得状況の把握

国民健康保険料の賦課に所得状況の把握は欠かせません。所得状況が不明の被保険者に対して毎年 2 回（4 月、11 月頃）国民健康保険料に関する申告書を送付しています。

申告の結果、前年に所得がなかったことが判明した場合は、均等割の軽減対象となるため、保険料を再算定しています。

しかし、前年の給与収入が 98 万円を超えた方、年金・給与以外の収入があった方は国民健康保険料に関する申告書による申告はできず、税務担当課へ所得の申告をしなければなりません。所得状況の把握実績は表 2 のとおりです。

表2 新宿区における保険料に関する申告書の発送状況

年 度	24 年度		25 年度	
発 送 月	4 月	11 月	4 月	11 月
発 送 件 数	8,773	2,648	8,034	2,645
発送件数合計	11,421		10,679	
返 信 件 数	1,414		1,322	
返 信 率	12.38%		12.38%	

2 医療費の適正化

毎年医療費は伸び続けており、国保財政を逼迫させる一因となっています。増大する医療費の伸びを抑えることで、安定的な国保財政の運営と負担の公平性を確保し、医療費の適正化という目標を達成するために、ジェネリック医薬品の利用促進や診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）の内容点検強化を実施しています。実際に医療費の伸びを把握するために、次の表で保険給付費の推移を確認します。

表3 新宿区における保険給付費の年度別推移 (単位：円)

	22 年度	23 年度	24 年度
保 険 給 付 費	20,495,427,362	21,068,143,166	21,687,161,661
一人当たりの保険給付費（新宿区）	193,477	201,061	207,556
一人当たりの保険給付費（特別区平均）	220,449	227,386	233,160

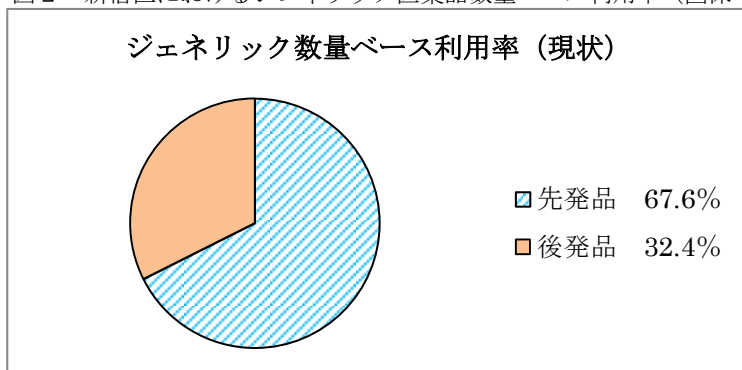
【平成25年度版国民健康保険事業状況分析表（東京都国民健康保険団体連合会）より作成】

表3のとおり、新宿区の保険給付費は年々伸び続けています。今後も保険給付費が伸び続けられ、新宿区の国保財政をより逼迫させる大きな要因となります。それを防ぐために、ジェネリック医薬品の利用促進やレセプト点検の充実強化という対策を行っていく必要があります。

(1) ジェネリック医薬品の利用促進

ジェネリック医薬品は、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同等の品質、効果を持つ低価格な医薬品です。患者の経費負担を軽減するとともに、保険給付費も軽減します。

図2 新宿区におけるジェネリック医薬品数量ベース利用率（国保一般被保険者）



【東京都国民健康保険団体連合会資料
（平成25年4月調剤分）より作成】

図2は新宿区のジェネリック医薬品利用実態です。ジェネリック医薬品の利用率は、平成25年4月調剤分で見ると、数量ベースで32.4%となっています。ここで言うジェネリック医薬品の利用率は、ジェネリック医薬品代替可能の医薬品数での利用割合です。

なお、厚生労働省の発表によると、同年月の全国の全被保険者のジェネリック医薬品の利用率は46.5%、東京都の全被保険者のジェネリック医薬品の利用率は42.9%となっています。

医療保険年金課では、ジェネリック医薬品の普及促進のため、医療保険年金課及び特別出張所の窓口において、「ジェネリック医薬品希望カード」の配布や区ホームページ及び小冊子「あなたのくらしと国保」（ジェネリック医薬品希望カード付）において、広く周知を行ってきました。

また、平成26年度からは、国民健康保険被保険者証に貼付できる「ジェネリック医薬品希望シール」を国民健康保険加入世帯に配布しました。

さらに、新規事業として「ジェネリック医薬品利用差額通知」事業を開始します。この事業は、生活習慣病等により投薬を受けていて、一定の削減効果があると見込まれる方一人ひとりにジェネリック医薬品を利用した場合にどれだけの差額が生じるのかという通知を7月、10月、2月に送付するものです。

これらの取組み全体を通して、ジェネリック医薬品の利用をより一層促進していきます。

(2) レセプト（診療報酬明細）点検の充実強化

医療保険年金課では、非常勤職員である国民健康保険調査員が、処方箋を発行した医療機関のレセプトと、その処方箋に基づいて調剤を行った薬局の調剤レセプトを見比べて、医科・歯科レセプトの病名と調剤レセプトの医薬品の適応等を合わせて行う「突合点検」、同一医療機関の同一患者の過去のレセプトを参照して単月のレセプトでは確認できない重複請求や算定回数に制限のあるものなどを点検する「縦覧点検」、さらに入院等の高額なレセプト点検を重点的に実施しています。

レセプト点検を行った結果、レセプト内容に間違い等がある場合は、審査機関である東京都国民健康保険団体連合会に申し立てをします。その結果、申し立てが認められた場合、医療機関が請求してきた点数が減額（1点＝10円）されます。

レセプトの内容点検の結果による削減額は、表4のとおりとなっています。

表4 新宿区におけるレセプトの内容点検の結果による削減額 (単位：円)

	22年度	23年度	24年度
削減額	65,954,000	52,301,000	63,567,000
レセプト請求に係る保険者負担額に対する割合(※効果率)	0.37%	0.29%	0.34%
特別区の平均効果率	0.33%	0.31%	0.35%

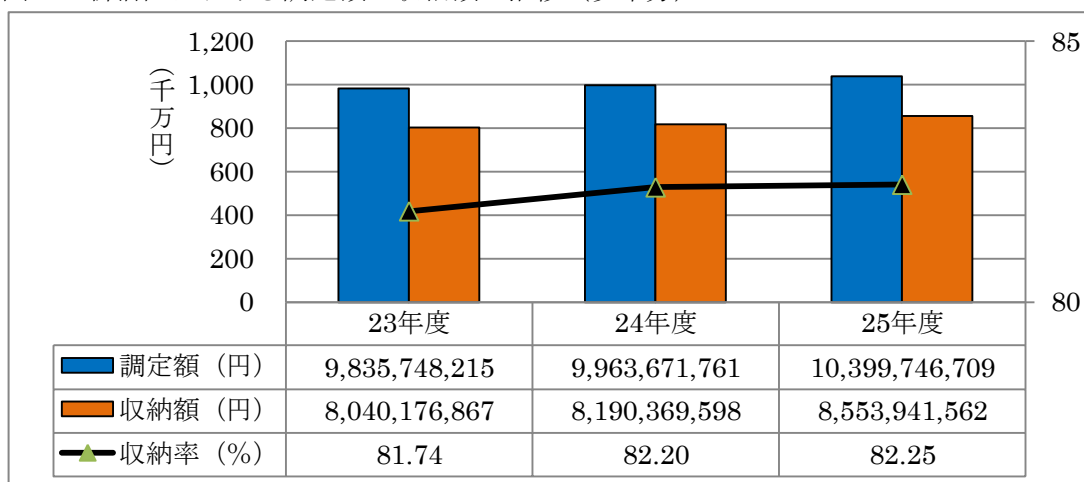
※効果率は、削減額をレセプト請求に係る保険者負担額で除したものです。

効果率が高ければ高いほど、医療費の適正化に大きくつながることになります。

3 収納額と収納率

保険料の年度別収入状況は図 3 のようになります。収納率は、年々過去の収納率と比較して上昇しています。

図 3 新宿区における調定額と収納額の推移（現年分）



【平成 25 年版国民健康保険事業概要（新宿区）より作成。
ただし 25 年度の数値は、平成 25 年度国保会計決算資料をもとにしています。】

4 収納率の向上対策

医療保険年金課では、様々な収納率の向上対策を実施しています。

(1) 催告書発送件数の推移

収納率の向上対策として、滞納がある世帯には年 3 回（4 月、7 月、12 月）催告書を送付し納付を促しています。

催告書の発送件数及び催告書による納付額は、表 5 のとおりです。

表 5 新宿区における催告書発送件数及び催告書による納付額

	23 年度	24 年度	25 年度
発 送 件 数	77,489 件	86,324 件	83,235 件
納付額（現年分）	94,001,931 円	135,730,504 円	173,758,884 円
納付額（滞納繰越分）	137,067,200 円	128,129,742 円	132,769,773 円
納 付 額 計	231,069,131 円	263,860,246 円	306,528,657 円

納付額は平成 23 年度から平成 25 年度にかけて年々増加しており、平成 24 年度よりも発送件数の少なかった平成 25 年度の納付額が増加しています。これは、催告書による納付勧奨の効果が高まってきていると考えられます。

(2) 短期証・資格証明書交付世帯数の推移

未納保険料がある世帯に交付される保険証には、有効期限を証更新から 1 年間とした短期証と、医療機関等の窓口で診療費の 10 割を支払うことになる資格証明書の 2 種類があります。資格証明書では、後日申請によって保険者負担分をお返しします。

平成 23 年度から平成 25 年度までの短期証等の交付世帯数の推移は表 6 のとおりです。

表6 新宿区における短期証等交付世帯数の推移

	24年3月末	25年3月末	26年3月末
短期証（6ヶ月証）	7,007		
短期証（1年証）	2,175	3,477	7,093
資格証明書	693	2,066	2,565
計	9,875	5,543	9,658

平成24年度に短期証・資格証の交付対象基準を見直した（短期証（6ヶ月証）は、24年8月廃止）ことから、交付世帯数は共に増加し、併せて収納率も上昇を続けています。短期証等の交付には納付の推進を促す効果があることがわかります。

（3） 差押件数の推移

督促状・催告書等の文書や電話催告等にも応答なく、納付がない滞納者には、差押等の滞納処分を行い、収納率の向上を図っています。

平成23年度から平成25年度までの差押実績は表7のとおりです。

表7 新宿区における差押件数及び差押えに伴う収納額の推移

	23年度	24年度	25年度
差押件数	333件	906件	654件
取立額	56,710,226円	84,814,720円	61,465,408円
自主納付額	33,603,933円	54,167,494円	41,966,006円
収納額計	90,314,159円	138,982,214円	103,431,414円

※自主納付額とは、差押えを受けたことにより納付した金額で、分納による納付額を含みます。

滞納処分を実施するにあたっては、滞納者の生活が困窮することがないように調査を行い、処分を実施しています。

納付可能な財産を所有しているにも関わらず保険料の滞納を続ける加入者が存在するという状況は、きちんと保険料を納付している被保険者との間に不公平を生んでいます。

したがって、今後も積極的な調査・慎重な処分を継続し、収納率の向上を目指していく必要があります。

（4） 国保料催告センターについて

収納率向上対策の一つとして、早期滞納解消を目指すため、平成23年10月からは国保料催告センターを運用し、電話による催告にも力を入れています。

催告センターは区役所本庁舎内に設置されており、管理者1名とオペレーター3名の計4名が月6,000件の架電を目標に電話での催告や案内を行っています。平成23年から平成25年までの架電件数の推移は表8のとおりです。

表8 新宿区における国保料催告センターによる架電件数の推移

	23年度 (10～3月)	24年度	25年度
発信数(件数)	43,339	77,518	80,071

滞納の早い段階で電話催告を行うことで、早期解消を図り、滞納世帯数の増加を防ぐ効果を挙げています。

(5) 課内連携の強化

医療保険年金課年金係では、国民年金保険料滞納者から窓口や電話で相談があった際、国民健康保険の保険料の納付状況についても聞き取りを行い、適宜納付を案内しています。課内連携の強化により、滞納者の相談の機会を確保し、相乗して収納率向上に取り組んでいます。

5 国からの財政調整交付金

国民健康保険財政では、法定外繰入金が増える要因の1つとして、国からの財政調整交付金に関わる問題があります。国からの財政調整交付金の状況は表9のとおりです。

表9 新宿区における国からの財政調整交付金の状況 (単位：円)

	23年度	24年度	25年度
調整交付金の交付対象となる事業費相当額 A	27,740,209,790	28,821,751,072	29,763,278,454
本来受けるべき調整交付金の額(定率9%) B = A × 0.09	2,496,618,881	2,593,957,596	2,678,695,060
調整交付金決算額 C	396,417,000	661,025,000	678,757,000
C(定率)と決算額の差により生じた一般会計繰入金赤字補填相当額 D = B - C	2,100,201,881	1,932,932,596	1,999,938,060

調整交付金は、定率の国庫負担のみでは解消できない区市町村間の財政力の不均衡を調整するために設けられている制度です。そのため、国からの調整交付金は、全国画一的な基準を用いて歳出(調整対象需要額)と歳入(調整対象収入額)を算出し、歳出が歳入を上回る区市町村に対し、その歳出超過分が交付されます。歳入(調整対象収入額)は、全国画一的な基準数値に所得額を掛けて算出されます。そのため、新宿区をはじめ都市部の区市町村は、全国レベルで比較した場合、所得水準が高いため、交付額算定にあたり、歳入(調整対象収入額)が大きく、歳出超過分が過小となります。その結果、法律で規定されている給付費等の100分の9の金額を受け取ることができていません。このことが、新宿区の財政状況を悪化させる要因となっています。

区では、このような状況に対し、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じることを全国市長会を通じ、国に要望しています。

6 現在の取組みについての課題

医療保険年金課では、国民健康保険財政の健全化に向けて上記のような取組みを行っていますが、それぞれの取組みには、次のような課題が残っています。

(1) 資格の適正化の課題

本来、国民健康保険から社会保険に切り替わった場合、被保険者自らが国民健康保険の資格喪失手続きをする必要がありますが、前述のとおり、資格喪失の勧奨通知でお知らせしても半数以上の被保険者が手続きをしていません。毎年6月に当初納入通知書を発送すると、社会保険に加入しているのに通知書が届いたという問合せが少なくありません。

(2) 医療費の適正化の課題

ジェネリック医薬品の利用促進については、今後、ジェネリック医薬品利用差額のお知らせにおける削減効果の検証を実施し、対象者や対象医薬品を見直していくとともに、利用促進のためにさらなる情報提供の方策を検討していく必要があります。

また、レセプトの内容点検については、2年ごとに診療報酬改定が行われるため、診療報酬改定が行われた場合は、請求点数誤りの点検を強化する必要があります。

(3) 収納率向上対策の課題

滞納処分を行っても、自主納付に結びつかない被保険者や、高額滞納者への取組みが必要と考えています。さらに、不動産の差し押さえについて検討する必要があると考えています。中期的には、現年分の収納率を特別区平均の84%を目標にしていきます。

4 国民健康保険財政の健全化に向けて

医療保険年金課では、これまでも資格・賦課の適正化、医療費の適正化と収納率向上に力を入れ、法定外繰入金を減らし、国保財政の健全化に努めてきました。

今後も資格・賦課の適正化を確実に実施するとともに、医療費の適正化のために、26年度から実施するジェネリック医薬品差額通知における削減効果を検証するとともに、レセプトデータを活用し、さらなる医療費の適正化事業に取り組んでいきます。

また、国民健康保険制度の安定的、継続的な運営を確保するために、引き続き、滞納者の方々の生活実態に配慮し、より丁寧に取り組みながらも、催告、差押え等の取組みを積極的に行い、収納率向上を目指していきます。